

う 景 審 第 10 号  
平成 28 年 9 月 29 日

うるま市長 島袋 俊夫 殿

うるま市景観みどり審議会  
会長 池田 孝之

景観条例第 13 条第 3 項の規定について（答申）

平成 28 年 9 月 21 日付け、う都第 847 号で当審議会に対し諮問のあった景観条例第 13 条第 3 項の規定について、以下のとおり答申します。

1. 緑化について

建築物の増築に伴い新たに創出される道路側の緑地帯について、高木を植栽するなど、平面的な手法（芝生など）以外についても検討すること。

また、高木を植栽するにあたっては、その樹種についても検討すること。